

## 令和5年度第2回愛媛地方最低賃金審議会 議事録

### 日時

令和5年8月1日(火) 13:28~14:24

### 場所

松山若草合同庁舎共用大会議室  
(松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎7階)

### 出席者

#### 公益代表委員

森本会長、井上会長代理、園田委員、武井委員、宮谷委員

#### 労働者代表委員

白石委員、曾我委員、竹箇平委員、竹本委員、野村委員

#### 使用者代表委員

阿部委員、小野委員、小池委員、武内委員、八塚委員

#### 意見陳述者

大黒書記次長、堀川書記次長

#### 事務局

小宮山愛媛労働局長、岡本労働基準部長、三好賃金室長、河端賃金係長

### 議題

- 1 開 会
- 2 中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- 3 愛媛県最低賃金に係る意見について
- 4 令和5年度の実地視察状況について
- 5 その他
- 6 閉 会

### 議事

#### 賃金室長

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数に達しており、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、森本会長、これからの議事進行よろしくお願いいたします。

森本会長

ただ今から、第2回愛媛地方最低賃金審議会を開催いたします。

各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴される方におかれましては注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、議事次第により議事を進めます。

議事項番2「中央最低賃金審議会による地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

労働基準部長

本日お配りした資料1ページの資料1を御覧いただければと思います。これが目安改定の答申となっております。

大きく報道されておりますので、御存じの方も多いと思いますが、改めて目安答申の概要について説明させていただければと思います。

1ページの記1のところに書かれていますが、目安審議の結果、労使の意見の一致が見られなかったということで、そのため、公益委員見解が示されたということでございます。後ほど公益委員見解を見ていきたいと思っております。

そして、こちらの項番4、5、6、7ですが、こちらは今回の目安を答申するにあたって、政府に対する要望ということになっております。こちらの方も後ほど説明いたします目安の見解の中に含まれておりますので、そこで説明したいと思いますが、例年、様々な要望が政府に出ているのですけれど、今年は特に、内容、量共に要望事項が増えています。

資料3ページの別紙1を御覧ください。こちらが「公益委員見解」になります。

目安の額が冒頭に出ております。Aランク41円、愛媛県が属しますBランクが40円、そしてCランクが39円ということでございます。

この目安額を出すにあたっては、項番2のところがございます全員協議会の報告の通り、データに基づき労使で丁寧に議論を重ねて目安を導くことが重要ということで、様々なデータを踏まえた議論の結果、この「公益委員見解」が出たということでございます。

具体的には、3要素に基づいて、公益の方で検討されておまして、まず1ページ「ア」賃金については、連合の春闘の状況とか、経団連の賃金の引き上げ状況、そして賃金改定状況結果第4表の結果、いずれも過去最高に近い水準で賃金が引き上げられているというような状況であるということが、縷々書かれております。こちらに用いられた統計資料については、この資料の9ページから11ページに具体的なグラフ等が出ておりま

すので、後ほど御確認いただきますと、1ページ「ア」の数値はこれらのグラフに基づいているというところを御確認いただけるかと思えます。

「イ」が2つ目の要素、通常の事業の賃金支払能力というところでございます。

具体的には様々な経営状況であるとか、企業統計であるとか、日銀短観とかいったものを1つの資料として、判断しております。いずれも状況についてはコロナ禍以降、改善に向かっているというような判断がなされているところでございます。

ただ、4ページの第3パラグラフの「しかしながら」のところにあるように、昨今はキーワードとして価格転嫁というものが出ていますけれど、この価格転嫁について「しかしながら」ということで色々書かれておりました、価格転嫁の状況を中小企業庁でデータを取っておりますが、そのデータを用いますと「十分ではない」が、ただ、一方では価格転嫁が進んでいるということで、二極化が進んでいるという判断と、もう1つは、小規模事業所については、特に、価格転嫁が進んでおらず、厳しい企業が存在するという判断がなされているところでございます。

5ページに記載がありますように、資本金規模が小さい企業ほど労働生産性が低いことから、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要があるといった判断がなされているところでございます。

この「イ」の通常の賃金支払い能力に関するところは、統計資料で言いますと、資料の12ページから15ページに日銀短観であるとか、法人企業統計とかいった資料がグラフや表等で示されておりますので、後ほど御確認いただけたらと思えます。

そして3つ目の要素であります「ウ」として、労働者の生計費というところでございます。労働者の生計費については、消費者物価という指標に注目をしておりました、昨年10月に最賃の改定があり、そこから今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合の消費者物価指数」について、全国が4.3%というような状況で、昨年最賃を上げた3.3%の加重平均率を上回っているといったようなことが、冒頭に書かれております。

この4.3%というのが、非常にキーポイントとなる数値でございますので、後ほど御説明しますけれど、こういった状況がございます。

その他の物価の状況については、その下に書かれておりました、その後、物価は下がってはいるものの、「電気・ガス価格激変緩和対策措置」がとられており、それが約1%ぐらい物価を引下げる効果がありますが、それが今年の9月に一応切れますので、その後の物価に懸念されることや、特に消費者物価の上昇がまだまだ続いて、特に最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていると考えられるといったところで、一定程度、特に最賃の影響を受ける労働者の方々への配慮が求められるとされております。

この労働者の生計費に関する資料の殆どが消費者物価指数に関する資料になりますが、資料16ページから20ページにグラフ等で示されておりますので、その数値については後から御確認いただけたらと思えます。

「ア」、「イ」、「ウ」これらの三要素を含めて、資料5ページの「エ」として、各ラン

クの引上げ額の目安ということで、総合的な判断が記載されているところでございます。

資料6ページの では、賃金の支払い能力について書かれておりまして、労働者を雇用する全ての企業に最賃は適用されるけれども、特に最低賃金法には罰則が規定されておりますので、そういったことを考えるとすれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられるといったことが示されております。

ただ、その下の からが重要なところになるのですが、「しかしながら、労働者の生計費については」というところで、三要素のうちの1つである労働者の生計費について、色々書かれておりまして、結論としては、先ほども説明申し上げましたが、今年の最賃の改定後の10月から今年6月までの物価指数が対前年比で4.3%と最賃の引上げ率を上回っていたことから、この点を今年度は踏まえることが適当ということで、この点に特に重点を置いているところがあります。そして、これらを総合的に勘案し、三要素を踏まえた総合的な判断ということで、繰り返しになりますが、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するにあたっては、先ほどの物価対前年比4%を基準として検討することが適当であると考えられるということで、全国の加重平均961円の4.3%ということで、40円という金額がここで基本的に示されている訳でございます。

そして、その後、各ランクの目安額について、示されているところでございます。

A, B, C様々な指標で検討が行われているのですが、7ページの3行目あたりに、しかしながらということで、基本的にAランク、Bランク、Cランクで大きく金額の差異を設ける統計的なデータはなかったということですが、しかしながら、4.3%の引上げ率ということになりますので、今の最低賃金が低い地域、特にCランクでの影響が大きいということを配慮して、Aランクを41円、Bランクを40円、Cランクを39円という形で、1円ずつの差が設けられたところであります。

ただ、一方でこの1円の差を設けましたが、最高額と最低額の比率は79.6%から81.1%ということで、金額面では差は開いているものの、比率としては縮小しているといったことが記載されているところでございます。

そして7ページの「オ」のところ、政府に対する要望ということで、方針の先ほどの項番4から7までが政府への要望ということで、ここに様々な要望が書かれております。4.3%の大きな引上げということで、やはり中小企業等への配慮ということで、様々な要望が記載されています。

例年のとおり一番大きなものは、業務改善助成金についてのより一層の配慮であることや、使いやすさ、特に低い地域においての対応といったようなことが書かれてあります。

今年で言いますと、特に税制であるとか、モノづくりに対する助成金、中小企業庁や産業経済省が取り扱っている助成金等についても、より一層拡充することや、使い易いようにすることなど、厚生労働省のみならず、全省庁的に渡る対応についても、要望が出ております。8ページの「さらに」以下で、1つは価格転嫁ということが非常に重要

なキーワードになって、今、パートナーシップ等で政府を挙げて取り組んでいるところですが、さらに価格転嫁が進むような形で対策が講じるようにして欲しいといった要望が書かれているところがございます。

8ページの「カ」の地方最低賃金審議会への期待等というところですが、ここは例年記載されているところで、同様の記載であります。この目安は地賃の審議を拘束するものではないというものであります。一方で、目安を十分に参酌しながら自主性を発揮して審議されることを期待することが書かれているところがございます。

9ページから先ほど申し上げましたとおり、検討にあたって用いられた統計資料が参考としてついております。

最後に22ページから23ページを御覧いただけたらと思います。

冒頭、労使の意見が整わなかったということで、労側、使側の見解が記載されているところであり、労働者側の見解は色々と書かれているのですが、やはり2,000時間働いても年収200万程度であることや、ポスト春闘等を意識してこの賃上げの気運を引き続き継続していくことが重要であることなど、やはり物価が上がっている、物価に対するそれなりの引上げが必要であるといった主張が書かれてあります。最後に先ほど御説明した公益見解に出されたものですが、主張が十分反映されていないということで、不満の意が表明されたところです。

続いて使用者側の見解が書かれております。24ページにありますように、春闘や、経団連の賃金上昇率等を踏まえて、最低賃金の引上げについては、一応理解しているといったところがございます。ただ、一方で、やはり何回も申し上げますが、価格転嫁のことや、生産性向上の取組が、やはり中小企業等においては、十分ではなく、中小企業への一定の配慮が必要であるといった主張、そしていつも使用者側が主張されているのですが、三要素の中で特に賃金の支払い能力ということで、別表第4の賃金上昇率の結果を重視しているというようなことが書かれているところがございます。

そういった主張が色々と書かれておまして、公益見解については、使用者側見解は十分に反映されていないということで、不満の意が労側と同様に示されているところがございます。

簡単ではございますが、目安答申についての説明は以上でございます。

森本会長

ただ今の説明について、御質問等があればお願いいたします。

(質問等なし)

○森本会長

質疑が無いようでしたら、次の議事に移りたいと思います。

それでは続きまして、議事項番3「愛媛県最低賃金に係る意見について」に入ります。

第1回本審において、事務局から説明がありましたように、「愛媛県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示」を7月27日(木)までしていただきました。

意見書の提出状況について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

資料27ページの資料2のとおり、7月27日までに、愛媛地方労働組合連合会議長今井正夫氏、愛媛地方労働組合連合会青年部部长山内祐樹氏、日本自治体労働組合総連合愛媛県本部書記次長堀川孝行氏、コープえひめ労働組合書記次長大黒直美氏の4団体の方から意見書の提出がありました。

提出された意見書は、資料29ページ以降に資料3として、付けさせていただいておりますので御確認いただければと思います。また、堀川孝行さんと大黒直美さんが、陳述を希望されており、本日、傍聴席におられます。

事務局からは以上でございます。

森本会長

2名の方が、陳述希望のため、お見えになっているとのこと。

委員の皆様を確認をさせていただきますが、陳述していただくことでよろしいでしょうか。

(一同同意)

○森本会長

それでは、ただ今から意見陳述を受けることといたします。

(事務局が傍聴席の陳述希望者を陳述席に案内)

森本会長

意見を述べられる方は、所属している事業所や団体の名称とお名前を言われてから、意見を表明して下さい。意見を述べる時間は、全体で15分程度を予定しておりますので、簡潔をお願いいたします。

それでは大黒さん御意見を述べてください。

大黒書記次長

コープえひめ労働組合で書記次長をしています大黒直美といたします。

今日は最低賃金の大幅引き上げを求める意見を述べさせていただきたいと思います。わたしたちの要望として、愛媛県の最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げ、1,500 円以上の早期実現をめざすこと。

全国一律制度の制定を求め、国・中央最低賃金審議会に意見書を提出すること。

最低賃金の引上げを円滑に実施するため、中小企業が使いやすい特別補助策に関する意見書を国・中央最低賃金審議会に提出すること。

愛媛地方最低賃金審議会の運営にあたり以下の改善を行うこと。

専門部会を完全公開すること。

異議審議会への異議申し出の意見陳述を実施すること。

審議会委員の任命基準を明らかにすること。

審議会のオンライン配信をおこなうこと。

要望事由として、1. 愛媛県の最低賃金は 1,000 円以上とし、1,500 円への引上げを目指すことで、今や非正規労働者は全労働者の約 4 割といわれています。コープえひめの職場でも正規の仕事が非正規に置き換えられ、正規は全職員の約 3 割に過ぎません。非正規労働者が事業にとって欠かせない存在にもかかわらず、地方最賃に張り付いた低賃金で働いています。たとえば、生協のパート初任給は 860 円で月 160 時間働いたとして年間 1,651,200 円となり、年収 200 万に届かないワーキングプア状態で、人間らしい暮らしができないことは明らかです。

私も、ひとり親として子供を 2 人育ててきました。一番生活が苦しかった頃は、昼は生協で配達をし、夕方から夜中までコンビニで働いてきました。昼の仕事では家賃や生活費に支出するとほとんど残らず、平日 4 時間、土日は 11~12 時間働きました。子供たち 2 人だけで留守番をさせていたので、まだ小学校 3 年だった娘は毎日店に電話を掛けてきました。電話に出ても娘は何も言わず泣いているだけでした。「さみしい」とか「早く帰ってきて」といえないのです。帰れないことを知っているから、泣くだけしかなかったのです。「あと 5 分したら帰るからね」という嘘を何度もつきました。泣いているからといって帰ると生活ができないからです。そのあとも何度切っても電話は鳴り続けていました。こうしたつらい思いがくり返されないように訴え続けていますが、上部団体の生協労連が全国の仲間から集めた生活実態アンケートや聞き取りを元に作成した「パート労働黒書 10」では、暮らしていただくだけで精一杯、貯金は出来ない、子供の進学をあきらめさせて辛かったなどの厳しい実態がまだ続いているということが明らかになっています。また日本の年金制度では、現役時代の収入に応じた支給額になるため、収入の低い人は、年金額も低くなってしまいます。非正規労働者は、今の暮らしでは貯金をする余裕もなく、将来の年金への不安も抱えています。

40 年振りといわれる物価高騰で、電気代やガソリン代・食料品が軒並み値上がりをして、これまで経験したことの無いほど私たちの暮らしを直撃しています。また日本のひとり親世帯の多くが母子家庭で、その母親の多くが非正規労働者です。そのことにより、

母子家庭の暮らしも物価高騰で窮地に立たされていると言えるでしょう。憲法 25 条で保障する健康で文化的な生活を保障するためにも、最低賃金の大幅な引き上げを実現し、最賃近傍で働く労働者の収入を増やし、消費を促し暮らしの改善を進めることが求められています。

2 . 全国一律制度の制定と中小企業支援を進めるよう国に働きかけることです。

私たちの上部団体である、全国労働組合総連合は、全国で最低賃金生計費試算調査に取り組んでいます。その調査から、全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同じで、25 歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給 1,500 円以上、月額 23~24 万円は必要だという調査結果を出しています。調査結果での多くの意見は、決して贅沢な暮らしではなく、ささやかな暮らしを実現するための時給です。私たちが求めるのは、節約と我慢を強いる貧困の暮らしではありません。健康で文化的な暮らしです。

暮らす場所により賃金が違うことにより、地方から都市部への人口流出が止まらず、地域経済の衰退に歯止めがかかっていません。最低賃金を全国一律 1,500 円にして、どこでも 8 時間働けば普通に暮らせる賃金にすることは、時給・非正規労働者の仕事と暮らしの問題だけではなく、地域の問題としても待ったなしの課題だと考えます。大企業の内部留保への適正な課税などによって財源を確保し、中小企業や個人商店への支援を進める事を、国に働きかけていただくよう要請します。

以上です。

森本会長

大黒さんありがとうございました。続きまして、堀川さん御意見を述べて下さい。

堀川書記次長

日本自治体労働組合愛媛県本部の書記次長の堀川です。

今日は青年部の意見を預かってきていますので、青年部の意見書を元に意見陳述をさせていただきます。と思っております。

この会議の冒頭に中央最低賃金審議会の中での議論も御紹介いただいたところですが、私どもも同じような考えでありまして、やはり最低賃金に近い時給で働く非正規労働者の方は、コロナ禍の影響を過大に受けてきました。

休業するとなれば、仕事がなくなるとか、収入がなくなるといった状況に追い込まれてきました。

また一方で、昨年 12 月の消費者物価指数は、41 年振りの高水準となっております。一方で、41 年前は、賃上げ水準が物価高騰分を上回っていましたが、御紹介にありましたとおり、昨年の最低賃金は 3.3% 増に留まりました。物価上昇分にも届いていないのが、現状です。

全国最下位に入る愛媛県の最低賃金の中で生活していくことが非常に困難だという



ことは昨年申し上げましたが、同じ風な状況になっていると感じており、大幅な引き上げが必要だと考えております。

海外との比較という点で言いますと、日本だけが一人下がり続けているというような状況があります。3%程度の引き上げはやはり実質的な引き上げにはつながっておらず、最低賃金は確かに上がったのですが、それ以上に物価が上がって生活が辛いというのが労働者の実感だろうと考えております。

その中でももう少し言いますと、最低賃金が引き上がった分が初任給の引き上げにも及んでいないといえますか、初任給の引き上げの方が最低賃金の引き上げより低いということが、データとして明らかになっております。その中で例えば国家公務員の高卒初任給は、時給換算した場合、その都道府県の最低賃金を下回る地域が年々広がりつつある状況があります。

青年の生活困窮の1つの問題としては、奨学金制度が貸付であることがあります。貸与型での利用者が、2021年度では約8割を占めており、昨年の調査では自殺の動機にも挙げられた状況がありまして、非常に大きな負担になっているところです。青年が皆さん正規で働いている訳ではありませんので、こういった状況も踏まえて考えていかなくてはならないのかと考えております。

青年の現状の雇用形態、賃金では、将来だけでなく、ほんの数か月先にも希望が持てない、不安が広まっている状況がありますし、今まで直面している少子化の課題とか、人口減少問題についても、かなり大きな影響を与えていると思っております。

事業者の支払い能力が、最低賃金の考慮要素の中で言われております。労働者としては、やはり生計費を一番に考えていただきたいと思っております。大黒さんから言われましたが、憲法25条の最低限度の生活には、生きていけばいいというだけではないということをややはり考えていただきたいと思ひますし、人間としての尊厳を損なわない金額にしていきたいと考えております。

全労連の調査結果についてでも触れさせてもらいましたが、最低生計費調査というものをご道府県以上の組織で行っております。四国では高知が2022年に結果を発表し、時給1,665円が必要だという結果が出ております。

労働運動総合研究所が、若者の仕事と暮らしに関するアンケートを行っております。

年収が独立や家族形成に大きな影響を及ぼしていることが確認されております。親と同居する若者世代で一番多いところが、37.3%で年収が200~300万円のところになっております。この年収段階でありますと親からの独立が促進されないということが、1つ明らかになっております。一方で一人暮らしする世代としては、年収300~400万円というところが、最頻値となっております。年収300万円というのが、親と同居するか、一人暮らしするかのボーダーになっております。

少子化の課題でいきますと、若者の中で家族を形成する意欲が低下しているというのは、原因でないかと感じております。やはり希望が持てない、家族を持つことに不安が

あるということに青年層が直面しているということです。

子育て世代の生計費としては、30代夫婦子供2人世帯では、年間約550～600万円といわれております。

最低賃金額が時間給1,500円で、年間総労働時間が1,800時間と想定すると、これで約270万円の年収が確保され、共働きであれば2倍の540万円というようなことで、この設定されている額に近づきます。これらの年収については、最低生計費調査の資産額とほぼ一致してきておりました。また、最低賃金を1,500円にすることによる経済波及効果も大きいことは確認されてきております。

今年からランク制度がAからCランクになり、Dが1つなくなりました。一方で同じBランクの香川県と愛媛県に25円の差が現在あるという状況です。これは同じ額を上げるということになっても、本当に同じ額なのかという問題が発生すると思いますし、考慮すべき点ではないかと感じております。何のためのランク制度なのかということにも、かかわってくるのではないかと感じております。

最低生計費調査のことを述べましたが、生活に必要な金額は大きく変わらないということが、全労連の見解となっております。生活の質や人間として生きる水準を最優先に考慮いただいて、適正な金額を最低賃金審議会の方で決定していただくことを強く要望して終わりたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

森本会長

堀川さんありがとうございました。ただ今の意見表明につきまして、委員の皆様から御質問等がありましたらお願いします。

(質問等なし)

森本会長

ありがとうございました。陳述者の方は席にお戻りください。

(陳述者、傍聴席に戻る)

森本会長

続いて事務局から、他の方の意見書について御紹介をお願いいたします。

賃金室長

まず資料29ページの愛媛地方労働組合連合会の今井正夫氏より、愛媛県の最低賃金の抜本的引き上げと全国一律最低賃金制度実現を求める意見書ということで、提出があ

りました。

愛媛県の 853 円から今年度 1,000 円以上に引き上げを求めているということです。

また、愛媛県の最低賃金を地域間格差の是正に踏み出し、全国一律に近づけるべきで、愛媛地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の確立へ政府に意見を出すように求めたいとなっています。

次に中小企業への最低賃金引き上げを円滑に実施するための支援を求めているということで、中小企業が大幅に賃金を引き上げる体力を持ち合わせていない中で、引き上げのための支援策と財政措置が求められるという意見が出ております。

愛媛地方労働組合連合会の意見としては、以上です。

続きまして資料 37 ページの日本自治体労働組合総連合の堀川孝行氏より、愛媛県最低賃金の 2023 年度改正についての意見書ということで、提出がありました。

要点を 4 点述べております。

労働者の負担増を解消するため、8 時間働けば普通に暮らせる最低賃金への大幅な引き上げ、早急に時給 1,000 円の実現、1,500 円への到達を求めているということ。

愛媛県最低賃金が、憲法、各法律、生計費などを実現する手取り実額であるか、審議会として検証されたい。また、愛媛県の最低賃金の額が中央目安にとどまらず、いくらが適当かについても審議会で議論を行っていただきたいということ。

人口流出に歯止めをかけ、地域を維持・発展させる観点から「全国一律制度」実現を要望する。また、地域間格差拡大する「目安ランク制度」の廃止・是正を審議会として意見することを求めること。

審議会として、最低賃金制度そのものの改善、国・中央審議会への意見など、愛媛県最低賃金審議会として然るべきところに意見表明を行うこと。

要旨としては、以上です。

森本会長

ありがとうございました。愛媛県の最低賃金の改正決定の審議に当たりましては、ただ今の御意見も参考として対処してまいりたいと存じます。

他に事務局から報告事項等はございませんか。

賃金室長

関連して、報告させていただきたいことがございます。

資料 79 ページに資料 4 として付けておりますが、ここに愛媛地方労働組合連合会から、7 月 27 日に提出されました「愛媛地方の最低賃金を直ちに 1,000 円以上に引き上げ、地域間格差の解消を求める要請書名」と題する 1,002 筆の個人署名がございます。

御報告するとともに審議会にお渡しいたします。

(事務局から会長へ要請書を手交)

森本会長

ただ今、署名を受け取らせていただきました。御署名による要請の内容にも配慮しながら、今後審議を進めてまいりたいと思います。

次に議事項番4「令和5年度の実地視察状況について」に入ります。

先日実施しました実地視察の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

コロナの影響などもあり、本年度は、4年ぶりの実施となりましたが、7月14日に9名の委員の皆様のご参加のもと、松前町に本社がございます、義農味噌株式会社様に伺いました。視察のスケジュールは、すでに各委員の皆様にお示しいたしましたが、基本的にはスケジュール通りに行われました。

義農味噌様からは、田中社長をはじめ顧問の社労士、経理部長に御対応いただき、会社の歴史及び企業理念や経営方針、県内の味噌製造業の現状、お味噌をはじめ販売商品の開発、販路拡大に向けた取組、のほか、同社の労務管理、労働条件について説明をいただきました。また、田中社長は、愛媛県中小企業家同友会の代表理事に就かれていることから、県内の中小企業全般の経営状況、東中南予の地域間の事情、現在の原材料費、光熱費高騰が続く中での価格転嫁の厳しい状況について、御説明をいただきました。

その後、各委員皆様からの質問対応、工場の製造現場の見学を行い、視察を終了いたしました。

なお、事務局で取りまとめました視察の詳細を机上配布させていただいておりますので、後ほど、御確認いただければと思います。なお、個別企業情報や労働条件を含む内容となっておりますので、各委員の皆様限りということで、取り扱いに御注意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、参加委員の皆様もお感じになったと思いますが、義農味噌様は、地域の食文化、地域の雇用を守るというお考えのもと、働く人を本当に大切にしている会社であると感じられたのではないかと思います。

あらためまして、義農味噌様には、実地視察に御協力をいただきましたことにお礼を申し上げ、事務局からの説明といたしたいと思います。

森本会長

それでは議事項番5「その他」に入ります。

事務局から説明をお願いします。

賃金室長

今後の本審の開催日程について、事務局から説明させていただきます。

次回、第3回本審は、地域別最低賃金審議の答申を行うこととなっておりますが、現時点では、8月7日(月)15時30分からの開催を予定しています。ただ、本審で答申を行うためには、地賃専門部会における審議結果が、8月7日15時30分までに取りまとめられた場合ということになります。

ですので、各委員の皆様には、8月7日の本審の開催については、専門部会の審議状況を踏まえ、8月4日中にメール等でお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、専門部会の審議状況により、次回本審開催の予定日として、8月8日(火)13時30分から、さらに8月9日(水)15時30分から、そして8月10日(木)15時30分からの開催を設定しておりますので、日程の確保をよろしくお願いいたします。それから、異議審となる第4回本審は、地域別最低賃金の答申日によって開催日が変わりますので、8月7日答申の場合、異議審は8月23日(水)10時30分からの開催ということになりますのでよろしくお願いいたします。

仮に、答申日が8月8日の場合、異議審は8月24日(木)、8月9日になった場合、異議審は8月25日(金)開催することになりますので、あわせて御留意願いたします。

いずれの場合も、開催時刻は、10時30分からとなります。

専門部会の審議日程につきましては、専門部会の際にお伝えしたいと思います。  
事務局からは以上です。

森本会長

あらかじめ用意した議題はすべて終了しておりますが、資料の中で、説明いただけていないものもありますので、事務局より説明願います。

賃金室長

資料81ページの資料 5「愛媛県金融経済概況」を御覧ください。

概観では、「愛媛県の景気は、緩やかに持ち直している。」として、2行目後半で「こうした中、生産は、横ばい圏内の動きとなっている。」とされております。

産業別の動向を愛媛県の特定最賃5業種について見ますと、「大型小売店販売」は、「持ち直している。」とされております。

次の82ページには産業別の生産動向があり、

「紙、パルプ」では、「横ばい圏内の動きとなっている。」とされ、

「はん用・生産用機械」では、「高水準となっている。」

「電気機械」では、「減少している。」

「輸送機械(造船)」では、「持ち直しの動きがみられる。」とされております。

雇用・所得環境は、「緩やかに持ち直している。」

とされております。

資料説明は以上でございます。

森本会長

ただ今の事務局からの資料説明について、御質問等はありませんか。

(質問等なし)

森本会長

予定された議事としては以上ですが、他に何かございましたら御発言願います。

(発言なし)

森本会長

それでは、以上をもちまして、第2回愛媛地方最低賃金審議会を終了いたします。

なお、愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会をこの後開催いたしますので、専門部会委員に任命された委員の方は、引き続きよろしく願いいたします。

ありがとうございました。